

# むなかたアカデミークラブ規約

2024年1月4日

## 第1条 【名称と運営】

当アカデミーの名称は、「むなかたアカデミークラブ」（以下「当アカデミー」という。）とし、株式会社グローバルアリーナが運営を行う。

## 第2条 【活動方針と活動】

- (1) 宗像市内在住の中学生が学校の垣根を超えて集まり、共に活動する。
- (2) 専門性と人格を兼ね備えた指導スタッフにより指導する。
- (3) 一人ひとりの技能に応じて指導する。
- (4) 活動を通じて喜びや楽しさを伝える。
- (5) スポーツ活動 11 種目 15 競技、文化活動 1 種目。
- (6) 他団体との交流活動。（海外交流含む）
- (7) その他、本クラブの目的達成に必要な活動。

## 第3条 【活動期間】

当アカデミーの活動期間は、原則として毎年4月1日から3月31日までの1年間とする。

- (1) 令和6年度 【休日】第1土・翌日曜日で1回、第3土・翌日曜日1回の月計2回。
- (2) 令和7年度 【休日】令和6年度に第2土・翌日曜日で1回が加わり月計3回予定。  
【平日】毎週1～2回開催予定。
- (3) 令和8年度 【休日】令和7年度に第4土・翌日曜日で1回が加わり月計4回予定。  
【平日】毎週2～3回開催予定。

## 第4条 【入会】

当アカデミーへの入会を希望する者は、当アカデミーの定める申込方法によって入会手続き（会費入金を含む）を行うものとし、当アカデミーが入会を承諾した者を正式に会員（以下「会員」という。）とする。

- (1) 入会には会員の親権者その他の法定代理人（以下「保護者」という。）の同意を必要とする。
- (2) 会員および保護者は、入会申込時点で本規約の内容に拘束されることに同意したものとみなす。
- (3) 保護者は、当アカデミーが第5条で定める各種会費を当アカデミーの定める方法で、指定期日までに納めるものとする。
- (4) 暴力団、暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号、第6号にそれぞれ定義されるものをいい、以下同じ。）、暴力団準構成員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者および総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団などの暴力、威力、脅迫の言辞や詐欺的手法を用いて不当な要求を行う団体もしくはその構成員または個人（これらを総称して以下「反社会的勢力」という。）、またはその関係者（当アカデミーがその旨を認めた場合を含む）は、当アカデミーには入会できない。

## 第5条 【会費】

令和6年度 入会費：前期 5,000円 後期 5,000円

※ 後期からの申し込みは、スポーツ保険第800円を加え 5,800円

※ 令和7年度以降、変更予定。

## 第6条 【会費の支払方法】

会員または保護者などの関係者は前条各項で定める各種会費について、当アカデミーが定める方法にて納入を行う。ただし、会費の種類、金額、支払期限および支払方法は当アカデミーの都合により変更する場合がある。

## 第7条 【会費の不返納】

当アカデミーへ支払われた各種会費等は、理由の如何を問わず一切返金は行わない。

## 第8条 【退会】

会員が当アカデミーの退会を希望する場合は、所定の手続きに従って、退会希望月の前月 20 日までに申請するものとし、当アカデミーの承認を得たときに、退会希望月から退会できるものとする。なお、退会の申請を行った場合、一切返金しない。

## 第9条 【除名】

当アカデミーは、下記に該当する会員および保護者などの関係者における会員資格を停止し、除名することができるものとする。

- (1) 第 5 条に定める各種会費、その他の費用の支払いを 1 か月以上滞納した場合
- (2) 当アカデミーの運営を妨害した場合
- (3) 本規約または本規約に付随する諸規則に違反した場合
- (4) 当アカデミーの名誉または信用を傷つけた場合
- (5) 第 4 条第 4 項所定の反社会的勢力の組員、構成員、もしくは関係者であると当アカデミーが認めた場合
- (6) 第 18 条第 1 項と第 2 項のいずれかに違反した場合
- (7) その他前各号に準ずる場合

## 第10条 【練習中の態度】

会員は、以下の事項を心がけるものとする。

- (1) 練習時間の 5 分前には集合し、遅れる場合は事前に当アカデミーに連絡すること。
- (2) 何事にもチャレンジし、一生懸命練習に取り組むこと。
- (3) コーチの指示に従い、積極的に自分から努力をすること。
- (4) 当アカデミーの練習に参加している会員と積極的にコミュニケーションを図ること。

## 第11条 【練習の中止】

- (1) 雨天の場合でも練習を行うが、荒天や国や自治体からの要請（緊急事態宣言や休校等）など会員の安全が確保できず、当アカデミーが危険と判断した場合は練習を中止する。また、中止になった練習日の振替は基本的に行わない。
- (2) 雨天の場合における練習場所は当アカデミーが判断し、練習当日までにアプリにて連絡する。

## 第12条 【アカデミーへの参加禁止】

当アカデミーは、下記に該当する会員または保護者などの関係者に対して、練習などのアカデミー活動への参加を禁止することができる。

- (1) 感染症法に規定または同法に基づき指定される感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）もしくは集団感染するおそれのある疾病に罹患している方
- (2) 感染症法に規定または同法に基づき指定される感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）もしくは集団感染するおそれのある疾病やインフルエンザ等の流行により学級閉鎖、学校閉鎖等の措置に従っている方
- (3) 本規約を遵守しない方
  - ① 第4条第4項に規定する反社会的勢力に該当する方
  - ② 第18条第1項および第2項に違反した場合
  - ③ 刺青、ファッションタトゥーを露出した者
  - ④ 酒気を帯びている方
  - ⑤ 当アカデミーが、他の会員、または保護者などの関係者に迷惑をかけると判断した方
  - ⑥ 正当な理由なく、当アカデミーの指導者の指示に従わない方
  - ⑦ 過去に当アカデミーで除名の通告を受けたまたは除名処分となったことがある（除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む）、または他のラグビースクールやアカデミー等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがある方
  - ⑧ その他、当アカデミーが都度指定する参加禁止条件に該当する方

## 第13条 【保険】

- (1) 会員は入会と同時に、当アカデミーが指定する保険に全員加入しなければならないものとする。
- (2) 保険への加入手続きは、当アカデミーが行うものとし、保険料は会員が負担するものとする。  
なお、保険料は、第5条会費に含まれる。

## 第14条 【負傷時等の対応と免責】

- (1) 当アカデミーでは事故がないように指導者は万全の注意を払うが、練習またはその他の活動における負傷については、前条規定の保険の適用範囲内とし、それ以外の責任は一切負わないものとする。
- (2) 当アカデミーは会員が活動中に負傷した場合、応急処置を施すことがあり、救急を要する場合は救急搬送を行うことがあるが、会員およびその保護者はこれをあらかじめ承諾するものとする。
- (3) 当アカデミー内の諸規則や当アカデミーの指導者の指示に従わないことにより発生した事故について、当アカデミーは一切責任を負わないものとする。
- (4) 紛失、盗難等が発生した場合、当アカデミーは一切責任を負わないものとする。

## 第15条 【アカデミーの終了】

- (1) 当アカデミーは、アカデミーを存続し得ない事情等が生じた場合、公式サイトやアプリなどにおいて、事前に相応な期間を踏まえたうえで会員に告知することにより、自らの判断に基づき、当アカデミーを終了することができるものとする。
- (2) 前項の場合、納入済みの会費は返還しない。
- (3) 会員および保護者などの関係者は、当アカデミーを終了した場合でも、当アカデミーに対し、補償その他の請求、異議申し立てをすることはできない。

## 第16条 【画像・映像等の使用】

会員および保護者などの関係者は、当アカデミーの活動風景を撮影した写真、画像、映像や会員の個人写真および会員の氏名などの個人情報を、当アカデミーや株式会社グローバルアリーナの公式サイトや SNS に掲載され、どなたでも閲覧・シェアできること、また、その他各種広告物や印刷物等に使用・掲載することをあらかじめ承諾するものとする。また、取材に訪れた各種メディアが撮影した写真、画像や映像が各媒体に掲載されることを承諾するものとする。なお、会員および保護者などの関係者ならびに第三者が写真、画像や映像を使用・拡散することにより生じる不利益に関して、当アカデミーや株式会社グローバルアリーナは、一切の責任を負わないこととする。

## 第17条 【通信費の負担について】

本規約に基づく当アカデミーのサービスを利用するにあたり、発生するスマートフォンやパソコン等のデータ通信費は会員の負担となる。

## 第18条 【反社会的勢力の排除】

- (1) 会員および保護者などの関係者は、当アカデミーに対して、自己が次の各号に該当し、かつ各号を遵守することを表明し、誓約することとする。
  - ① 反社会的勢力でないこと
  - ② 反社会的勢力を利用しないこと
  - ③ 反社会的勢力に財産的利益または便宜を供与しないこと
  - ④ 反社会的勢力と親密な交際や密接な関係がないこと
- (2) 会員および保護者などの関係者は、当アカデミーに対して、会員自らまたは第三者を利用して、以下のいずれの行為も行わないことを確約することとする。
  - ① 暴力的な要求行為または営業行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為または営業行為
  - ③ 取引に対して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方および相手方と提携する第三者の信用を棄損し、業務を妨害する行為
  - ⑤ 反社会的勢力に自己の名義を利用させる行為
  - ⑥ 詐術行為
  - ⑦ その他上記各号に準ずる行為

- (3) 会員および保護者などの関係者が、第1項または前項各号のいずれかに違反するときは、当アカデミーは何らの通告催告を要せず、当アカデミーのサービス提供を中止し、当アカデミーから除名させることができる。
- (4) 前項に基づく当アカデミーからの除名手続きは、当アカデミーによる会員および保護者などの関係者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。
- (5) 第3項に基づき、当アカデミーのサービスの提供を中止し、当アカデミーから除名させた場合、会員および保護者などの関係者は、これらにより生じる損害について、当アカデミーに対し、一切の請求を行わないものとする。

## 第19条 【個人情報】

- (1) 当アカデミーは会員の個人情報（個人情報保護法第2条に定めるものをいいます）を会員および保護者などの関係者の承諾を得た場合を除いて、会員および保護者などの関係者にサービスを提供する以外の目的で個人を特定した情報として利用しない。
- (2) アカデミー退会後の個人情報は、会員および保護者などの関係者からの申し出があった場合を除き、原則退会后7年間保存し、それ以降は廃棄する。
- (3) 会員および保護者などの関係者は、個人情報に変更が生じた場合には、速やかに当アカデミーに変更箇所をメール等で連絡することとする。
- (4) 当アカデミーは運営にあたり、当アカデミーが指定するアプリ利用のため、株式会社ユーフォリアへ会員の個人情報を提供する。そのため、会員はアプリをダウンロードする際に「アプリ規約」を必ず確認することとする。なお、法令に定める場合、その他「個人情報の保護に関する法律」に定める場合を除き、前述の会社以外の第三者（当アカデミーがアカデミーに関する業務を委託するものおよびその再委託先を除く）に対して、会員の個人情報を会員の同意を得ないで提供しないものとする。

## 第20条 【規約の改正】

当アカデミーは、必要に応じて、事前に公式サイトやアプリなどにおいて告知することにより、本規約を随時改正することができるものとする。

## 第21条 【事務局】

当アカデミーの事務局は、以下に設置する。

住所：福岡県宗像市吉留 46-1

電話番号：0940-33-8400

E-Mail：ma@g-arena.com

## 第22条 【施行】

本規約は2024年（令和6年）2月1日から施行する。